

## 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年10月8日

条例第17号

( 通則 )

第1条 墨田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、この条例の定めるところによる。

( 議員報酬 )

第2条 議会の議長、副議長、委員会委員長、同副委員長及びその他の議員（第3条において「議長等及び議員」という。）の議員報酬は、別表のとおりとする。

( 議員報酬の減額 )

第2条の2 議長、副議長、委員会委員長、同副委員長又はその他の議員（以下「議長等又は議員」という。）が連続して180日を超えて本会議及び委員会を欠席した場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等又は議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により支給する議員報酬の月額、別表に定める議員報酬の月額から、当該議長等又は議員が本会議又は委員会（以下この項及び次項において「会議」という。）を欠席した日から当該欠席後最初に会議に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）の区分に応じて、同表に定める議員報酬の月額に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額の割合
180日を超え365日以下の場合	100分の20
365日を超える場合	100分の50

3 前項の規定は、欠席期間が180日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、当該欠席後最初に会議に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

( 議員報酬の支給方法 )

第 3 条 議員報酬は、月の初日から末日までの期間を単位として、毎月分の議員報酬をその月の末日までに支給する。

- 2 議長等及び議員には、その職に就いた日からそれぞれ議員報酬を支給する。
- 3 議長等及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。
- 4 議長等及び議員が死亡によりその職を離れたときは、その月の末日まで議員報酬を支給する。

( 就職した日又は離職した日の属する月の議員報酬の額の算定方法 )

第 4 条 議長等又は議員の職に就いた日及び議長等又は議員の職を離れた日の属する月の当該者に支給すべき議員報酬の額は、その月において当該者が在職した職の在職日数に応じ、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、議長等又は議員の職に就いた日が月の初日である場合、議長等又は議員の職を離れた日が月の末日である場合及び死亡により議長等又は議員の職を離れた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、議長等又は議員がその職を離れた日又はその翌日にその離れた職と同じ職に就いたときは、それぞれ離れた職に引き続き在職していたものとみなして、議員報酬を支給する。
- 3 第 1 項本文の規定により議員報酬の額を計算する場合には、議長、副議長、委員会委員長又は同副委員長がその職に就いた日又はその職を離れた日は、当該日に在職した職のうち別表に規定する議員報酬の月額が最も高い職のみに在職したものとこれを計算する。
- 4 毎月分の議員報酬として支給すべき額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

( 費用弁償 )

第 5 条 議員が公務のため墨田区の区域外に出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料

及び旅行雑費とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。

3 費用弁償の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対しては、期末手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、失職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の182を乗じて得た額に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 前項の在職期間は、議員が任期満了等により退職又は失職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなしてこれを通算する。

（期末手当の減額）

第7条 基準日において、第2条の2の規定により議員報酬が減額されている場合の当該議長等又は議員の期末手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条第2項の期末手当の額から、欠席期間に応じて、当該期末手当の額に第2条の2第2項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

（期末手当の支給方法）

第8条 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）第26条第1項の規定により期末手当を受ける職員に対して支給する期末

手当の例による。

( 適用除外 )

第 9 条 議長等又は議員が、次のいずれかに掲げる事由により本会議及び委員会を欠席した期間は、第 2 条の 2 及び第 7 条の欠席期間に含まないものとする。

( 1 ) 特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 ( 昭和 4 3 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号 ) に基づき公務上の災害又は通勤による災害として認定された場合

( 2 ) 前号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める場合

付 則 ( 令和 4 年 1 1 月 3 0 日条例第 4 5 号 )

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	議員報酬の月額
議長	9 1 3 , 0 0 0 円
副議長	7 8 4 , 0 0 0 円
委員会委員長	6 4 9 , 0 0 0 円
同 副委員長	6 2 6 , 0 0 0 円
その他の議員	6 0 7 , 0 0 0 円

備考 議員報酬の月額とは、月の初日から末日までの間引き続き在職した場合の当該月の議員報酬の額をいう。